議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

3,507,599個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第25期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記添付書類(34頁)に記載のとおりであります。

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営 基盤と収益力の強化に努め、株主の皆様をはじめとするステークホルダー に対し、適正に利益還元することを基本方針としています。

このような方針のもと、当期の株主配当金につきましては、経営基盤の 強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、前期と同額の1 株につき7円とさせていただきたいと存じます。

また、当期の内部留保金につきましては、将来の事業展開に向けた財務体質および経営基盤の強化に活用し、事業の拡大に努めてまいる所存であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の子会社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、当社の定款第2条に定める事業活動を支配・管理する会社の営む業務として当該業務を追加するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

	(ト線は変更部分)
現 行 定 款	变 更 案
第1章 総則	第1章 総 則
(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. ≀ (省略) 34.	1. ≀ (現行通り) 34.
(新設)	35. スポーツ・宿泊・医療・社会教育 等の各施設の経営・管理、飲食店 の経営および旅行業 36. 文化事業・スポーツ等の興行およ び仲介斡旋

現	行	定	款	変 更 案
				37. 各種会議、展示会、イベントの企画・制作および構成・演出・請負・運営38. 各種メディアを利用した映像・音声・データ等のコンテンツ配信サービス39. インターネットを利用した情報提供・商取引およびその代行40. 古物の売買業

第3号議案 取締役8名選任の件

現任取締役8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略	歴	所有する当 社の株式数
1	孫 正 義 (昭和32年8月11日生)	昭和56年9月 昭和58年4月 昭和61年2月		110,715,644株
2	宮 内 謙 (昭和24年11月 1 日生)	昭和59年10月 昭和63年2月 平成5年4月 平成9年6月 平成11年9月 平成12年6月 平成15年1月		382,714株
3	倉 重 英 樹 (昭和17年9月11日生)	昭和41年4月 昭和60年7月 平成5年1月 平成5年11月 平成14年10月 平成16年2月	同取締役 同取締役副社長 プライスウォーターハウスコンサル タント㈱代表取締役会長	
4	笠 井 和 彦 (昭和12年1月16日生)	昭和34年4月 昭和62年6月 平成4年5月 平成10年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成12年6月	当社顧問	

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略	歴	所有する当 社の株式数
5	井 上 雅 博 (昭和32年2月12日生)	昭和54年4月 昭和62年11月 平成4年6月 平成6年1月 平成8年1月 平成8年7月 平成10年6月 平成11年6月 平成13年6月	(株ソフトバンク総合研究所入社 当社入社 同秘書室長 ヤフー(株取締役 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役 当社取締役 当社取締役退任	38,174株
6	ロナルド・フィッシャー (昭和22年11月 1 日生)	昭和51年4月 平成2年1月 平成7年10月 平成9年6月	米国TRW Inc.最高財務責任者 米国Phoenix Technologies Ltd.最 高経営責任者 SOFTBANK Holdings Inc. Director and President (現任) 当社取締役 (現任)	
7	村 井 純 (昭和30年3月29日生)	昭和59年8月 昭和62年3月 昭和62年4月 平成2年4月 平成9年4月 平成11年6月	慶應義塾大学環境情報学部助教授 同大学環境情報学部教授(現職)	18,000株
8	柳 井 正 (昭和24年2月7日生)	昭和47年8月 昭和47年9月 昭和48年8月 昭和59年9月 平成13年6月 平成14年11月		

- (注) 1. 取締役候補者 孫 正義氏は、ソフトバンクBB㈱、ネットカルチャー㈱、BBモバイル㈱、ビー・ビー・バックボーン㈱の代表取締役を兼務しております。
 - 2. 取締役候補者 宮内 謙氏は、ビー・ビー・ケーブル㈱の代表取締役を兼務しております。
 - 3. 取締役候補者 笠井和彦氏は、日本テレコム・アイディーシー㈱の代表取締役を兼務しております。また、福岡ソフトバンクホークス㈱の代表取締役を兼務しており、当社と同社の間には、広告の取扱い委受託、金銭貸借の関係があります。
 - 4. 取締役候補者 井上雅博氏は、㈱アルプス社の代表取締役を兼務しております。 また、ヤフー㈱の代表取締役を兼務しており、当社と同社の間には、広告の取扱 い委受託の関係があります。
 - 5. 取締役候補者 ロナルド・フィッシャー氏は、SOFTBANK America Inc.、MAC Holdings America INCのVice Chairman、SOFTBANK Inc.、SOFTBANK Capital Partners Investment Inc.、SB Two JV Inc、SB Three JV IncのChairman、SB U.S. INC.のDirectorおよびSOFTBANK Sweden Investor LLCのPresidentを兼務しております。
 - 6. 取締役候補者 柳井 正氏は、㈱リンク・セオリー・ホールディングス、㈱ワン ゾーンの代表取締役会長を兼務しております。
 - 7. 村井 純および柳井 正の各氏は、商法第188条第2項第7号/2に定める社外 取締役の候補者であります。
 - 8. その他の候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役4名選任の件

現任監査役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略	歴	所 有 す る 当社の株式数
1	佐 野 光 生 (昭和31年12月25日生)	昭和57年10月 昭和61年3月 平成2年10月 平成7年12月 平成10年6月 平成11年6月 平成12年6月	士共同事務所(現中央青山監査法人)入所 公認会計士登録 当社入社 当社財務経理部経理部長 当社常勤監査役 イー・トレード証券㈱取締役	62,157株
2	宇 野 総 一 郎 (昭和38年1月14日生)	昭和63年4月 平成12年1月 平成16年6月	野・常松法律事務所)入所 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所パート ナー弁護士(現任)	
3	柴 山 高 一 (昭和11年10月2日生)	昭和35年4月 昭和41年10月 昭和45年3月 平成9年7月 平成14年7月 平成15年6月	プライスウォーターハウス(現プライスウォーターハウスクーパース)入社 公認会計士登録 プライスウォーターハウス青山コン サルティング㈱顧問(現任) 税理士法人中央青山顧問(現任)	
4	窪 川 秀 一 (昭和28年2月20日生)	昭和51年11月 昭和55年8月 昭和61年7月 平成元年2月		23,270株

- (注) 1.
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 監査役候補者 宇野総一郎、柴山高一および窪川秀一の各氏は、株式会社の監査 等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者で あります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条 J 20および第280条 J 21の規定に基づき、以下の要領により、 当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員として採用 を予定する者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理 中

当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員として採用を予定する者の当社の企業価値向上に対する意欲を高めるため、当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員として採用を予定する者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てるものであります。

- 2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員とし て採用を予定する者

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式3,500,000株を上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

35,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。ただし、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき1株あたりの金額(以下「行使価額」という)は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に、1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または時価を下回る価額で新株を発行もしくは自己株式を処分するとき(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数×1株あたり払込金額

分割・新規発行前の株価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x-

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式

総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「分割・新規発行による増加株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式併合を行う場合、その他行使金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成18年7月1日から平成23年6月30日までの間で取締役会が定める期間

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「対象者」という)が権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、顧問、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

対象者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める条件により、相続人がこれを行使することができる。

対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と対象者の間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡

当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案が当社株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却できる。

対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、対象者が 新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該対象者の 有する新株予約権を無償で消却できる。

上記のほか、当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却できる。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のう え、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

当日株主総会にご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Vodafone live!)から、当社の指定する議決権行使サイト (http://www.evote.jp/)にアクセスし、ご利用いただくことによってのみ実施可能です。
 - (「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group PIcの商標または登録商標です。)
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日(平成17年6月21日 (火曜日))の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただ き、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合せくだ さい。
- 2. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画 面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - (2) 株主様以外の方による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使 内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得(または 携帯電話番号情報の送信)等をお願いすることになりますのでご了承 ください。
 - (3)「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知 いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送 信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様が変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりま すので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、 インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていた だきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数 回の議決権行使(やり直し)が可能ですが、この場合は最後に行使さ れた内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重 複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせ ていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ 接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話 をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要 になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- 5. 招集ご通知の受領方法について ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受 領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続 きください。(携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメー ルアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以上

システム等に関するお問合わせ

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120 - 173 - 027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)